

議案第一三三號

特別會計一時借入金に関する件

昭和三十四年度特別會計(国民健康保険 簡易上水道 観光施設事業)歳出予算内の支出に充当するため次の通り一時借入することができる。

記

一 借入金額 特別會計三朝町国民健康保険 貳百万円以内

特別會計三朝町簡易上水道 壹百万円以内

特別會計三朝町観光施設事業 五百万円以内

一 借入先 大蔵省 郵政省 山陰合同銀行 扶桑相互銀行

鳥取銀行 鳥取県町村取負思給組合

鳥取県国民健康保険団体連合会 町内農業協同組合

一 借入利率 日歩三厘五厘以内

昭和三十四年三月十一日提出

三朝町長 坂出 雅

昭和三十三年四月七日議決

三朝町議会議長

加藤

幸太

原案可決

